

令和3年12月8日

羽幌町長 駒井久晃 様

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後藤英文

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給における、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報及び税情報の利用について（答申）

令和3年11月30日付けで羽幌町個人情報保護条例第7条及び第8条の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給における、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報及び税情報の収集、利用については、公益上必要であり、かつ相当な理由があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

2 審査会の判断理由

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下、本給付金）については、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から実施する事業であり、本給付金の支給については現在の情勢を鑑み、年内の支給を目指しできるだけ速やかに支給開始することとなっている。

本給付金の支給において、過去の児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給のために取得した個人情報の利用は、本給付金が児童手当関係法令に準拠し、相当の関連性を有するものであるため、当該事務で把握した個人情報を本給付金の支給事務で利用することは、利用目的内であると考えられる。

また、児童手当、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報の利用、児童手当等を受給していない対象児童を有する世帯の個人情報を収集することで、支給対象者へ給付金を速やかに支給することができるようになることから、使用するのに相当な理由があり、かつ、公益上必要であると判断する。